

12月3日(月)～9日(日)は

障害者週間

障害者問題についての理解と認識を深め、障害者が社会活動、文化活動などに積極的に参加する意欲を高めるため定められました。

市では、次のような障害者福祉サービスがあります。なお、サービスにより自己負担があります（介護保険での同一サービスは介護保険を優先）。

問合せ 福祉課社会福祉係

◎ホームヘルプサービスやショートステイなどの利用

身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳および自立支援医療受給者証（精神通院）所持者に対する福祉サービス（ホームヘルプ、ショートステイなど）を利用者がサービス事業者を選定して利用することができます。発達障害を持つ人や難病患者の人も受給できます。利用には障害程度の区分認定を受け、支給決定される必要があります。

◎補装具費の支給

失われた身体機能を補うための補装具（補聴器、義手、車いすなど）の購入・修理費用の一部を支給しています。



◎日常生活用具の給付

重度の障害者（児）の利便を図るため、日常生活用具（特殊ベッド、ストマ用具、入浴補助用具、盲人用時計、住宅改修など）を給付します。

◎自立支援医療の給付

更生医療
身体障害者手帳所持者で、治療することにより日常生活の向上が見込まれる人（人工透析を受けている人など）に給付します。

・育成医療

生まれつき身体に障害がある18歳未満の子で、手術などを行うことにより治癒または障害が軽減される人に給付します。

・精神通院

精神疾患のある人で、通院による精神医療を継続的に要する病状にある人に対し、通院医療に支給します。

◎声の広報発行

視覚障害者のために、録音による声の広報を発行して、市の行政のほか公共的な情報を無料で提供しています。

◎手話通訳者の設置・派遣

聴覚や音声機能に障害があり、手話をコミュニケーションの手段としている人に、手話通訳者が福祉課窓口で相談や各種手続きのお手伝いをします。

また、公共機関などに手話通訳者が出向いて通訳を行います。

◎自動車運転免許取得費の助成

身体障害者手帳所持者が、自動車の運転免許証を取得する場合、費用の一部を助成します。

◎自動車改造費用の助成

身体障害者手帳所持者が、自動車を取得する場合、自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

◎福祉タクシー料金の助成

重度障害者（身体障害者1～3級、療育手帳A・B判定、精神障害者保健福祉手帳1・2級）が電車などの交通機関を利用することが困難なためタクシーを利用する場合、利用券を交付し、基本料金を助成します。（自動車税免除者は対象外）

◎有料道路の割引

身体障害者手帳所持者が運転する場合または、重度の身体障害者や知的障害者（1種該当者のみ）を乗せて介護者が運転する場合に割引が受けられます。（手帳への押印が必要）

◎住宅用火災警報器の設置



重度障害者（身体障害者1・2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級）のみの世帯に台所用と寝室用各1台（寝室が2階にある場合は1台追加）給付し、設置します。

◎障害者入浴等施設優待利用券交付

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者に、入浴施設など（あおいパーク浴室、サン・ビレッジ衣浦浴場およびプール、高齢者元気ツス館浴室）の無料券を配布します。

◎NHKテレビの受信料の減免

心身障害者のいる世帯で経済的状態および障害の状況によりNHKテレビの受信料の減免が受けられます。

◎障害者扶養共済制度

障害者を扶養している保護者が掛金を納めることにより、保護者が死亡・重度障害を負ったとき、障害者へ終身一定額の年金を支給する制度です。

【相談窓口】

各種福祉サービスの利用相談などを社会福祉協議会で行っています。ご利用ください。